

令和3年10月28日

学生 各位

学長（緊急事態等対策本部長） 加藤 久雄
副学長（教育担当） 宮下 俊也

令和3年11月15日以降の授業・ゼミ等の実施について

近畿圏における新型コロナウイルス感染が減少してきたことを踏まえ、11月15日(月)から、授業・ゼミ等の実施を「原則対面」(実施基準：レベル1)とすることとします。

ただし、授業内容や、感染防止対策を踏まえた教室収容定員などの関係から、引き続き、「非対面」で実施する授業もあります。現在「非対面」で実施している授業等が「対面」に移行するかについては、教員からの指示を受けてください。このとき、対面授業への出席に関し特段の事情がある学生は、授業担当教員に相談してください。

なお、「原則対面」に移行しますが、新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではありません。より充実したキャンパスライフを送るためには、授業・ゼミ等を含め、学内外での活動において感染防止対策を徹底することが前提となることに十分ご注意ください。

記

1. 授業・ゼミ等の実施基準（※1）：

「レベル1」（原則対面）

※1 レベルの内容は、別紙の実施基準を参照のこと

2. 期間（※2）：

令和3年11月15日（月）～令和4年3月31日（木）

※2 10月28日（木）～11月14日（日）は、移行準備期間として
現行の「レベル2」とします。

以上

令和3年度後期における授業・ゼミ等の実施基準

		レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
		(制限なし)	(制限-小)	(制限-中)	(制限-大)	(全学休講)
授業・ ゼミ等	非対面であっても対面と同程度の教育効果が得られる授業等 [講義・演習、卒論・修論等発表会など]	通常どおり	原則、対面 (非対面も可)	非対面		停止
	非対面では十分な教育効果が得られない授業等 [実験・実技・実習、模擬授業を含む講義、ゼミ・個別指導など]		対面	原則、非対面 ただし、安全を確保できると教員が判断した場合は、対面可	非対面	
	学外授業		実施可	実施可	停止	
	上記のうち、宿泊を伴う学外授業			宿泊を伴わない形式を検討して実施 ただし、事前の承認を得た場合は、実施可		
	学生の学内での自習		可	不可		
教育実習、介護等体験、学校フィールド演習Ⅰ・Ⅱ		実習校・各施設等の 判断による	停止			

※ 今後、各レベルの条件を変更することがある。変更の場合は遅くとも2週間前には発令するが、感染状況により急な変更となる場合もある。